

# 関島社会保険労務士事務所便り

2009年  
11月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03 - 3609 - 7668

FAX : 03 - 3609 - 0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



## 東京の最低賃金は791円に

10月より新しい「最低賃金」が適用されています。東京は1時間あたりの最低賃金が791円。これ以下で労働者を使用すると最低賃金まで引き上げられるとともに、50万円以下の罰金が科せられることになっています。

なお、地方により、効力発効日と最低賃金額は異なります。一部の地域を例にとると次のようになっています。

東京	10月1日より	791円
神奈川	10月25日より	789円
埼玉	10月17日より	735円
千葉	10月3日より	728円

「最低賃金」とは、使用者が労働者に対して、支払わなければならない賃金の下限額のことをいいます。最低賃金法ができた背景には、憲法第25条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」があるからです。

さて、最低賃金法の賃金とはすべての「賃金」に対して適用されるため、正社

員やパート・アルバイトなどの勤務形態の違いにかかわらず、最低賃金以上の賃金を支払わなければならないこととなります。ただし、試用期間中の者や一部の障害者等は除かれています。

ここで言う最低賃金とは、基本的な賃金の額であり、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されませんので注意が必要です。

また、最低賃金には地域別のほかに産業別のものが設定されており、産業別で設定されていない産業については、地域別の最低賃金が適用されることとなります。

### 東京の産業別最低賃金

鉄鋼業	832円
生産用機械器具等製造業	820円
電気・通信機械器具等製造業	817円
自動車修理業等	819円
出版業	813円
商品小売業	791円

# 戦時中 陸軍工廠などで働いた人の年金

最近、80歳台前半のご婦人から、戦時中、陸軍造兵廠で女子工員として終戦まで働いたことがあるがこの間の年金はもらえるかの相談を受けました。

これらの人は、厚生年金の加入期間が1年以上あると年金がもらえますが、場合によってはもらえないこともあります。

陸軍造兵廠とか陸軍被服廠あるいは海軍工廠などで昭和17年6月から昭和20年8月（終戦日）までの間に働いていた人（男性・女性とも）は、旧令共済組合に加入していたことになっています。

しかし、これらのほとんどの人が、請求しない限り「消えた年金」になっています。厚生年金に1年以上の加入期間があると定額部分だけがもらえる年金（「特例老齢年金」という）になります。

もらえる年金額は3143円×旧令共済組合加入期間月数×0.985（平成21年度物価スライド率）。さかのぼって支給されるので、期間が短くても捨てておけない額になります。

しかし、厚生年金の定額部分には生年月日により別表のように上限月数があります。昭和4年4月1日以前生まれの人の場合、定額部分は35年（420月）で頭打ちです。厚生年金の加入期間が上限以上ある人に、旧令共済組合の期間があっても年金額は増えません。

旧令共済組合とは以下の共済組合のことを言います。

旧海軍共済組合  
旧陸軍共済組合  
朝鮮総督府逓信官署共済組合  
同 交通局共済組合  
台湾総督府専売局共済組合  
同 営林共済組合  
同 交通局逓信共済組合  
同 鉄道共済組合

## 厚生年金定額部分の上限月数

生年月日	定額部分上限月数
昭和 4.4.1 以前	420 月（35 年）
昭和 4.4.2 以降	432 月（36 年）
昭和 9.4.2 以降	444 月（37 年）
昭和 19.4.2 以降	456 月（38 年）
昭和 20.4.2 以降	468 月（39 年）
昭和 21.4.2 以降	480 月（40 年）

すでに本人が亡くなっても、これらの旧令共済組合期間が見つかり、時効特例法により亡くなるまでの期間の年金が遺族に一時金として支給されます。

請求は社会保険事務所の窓口。当時の本籍や住所及び勤務先を記入した履歴書を社会保険事務所に提出します。

なお、戦時中、国民徴用令に基づいて民間の軍事工場で働いていた人は、厚生年金に加入していたことになっています。旧令共済組合期間とは異なりますのでご注意ください。

# 労災 保険

# 休業は8割支給

私は、スーパーで週3日勤務し、他の2日は別の職場で働いています。先日、スーパーで梱包作業中転倒し、足を骨折し、長期に休まざるを得ません。労災から支給される休業補償は8割支給と聞いていますが、他の職場の賃金も合算されて8割が支給されますか。

## 回答

複数の職場で働いて生計を維持していても、現行では認められていません。休業補償給付の算定の基礎となる賃金は、スーパーで働いた賃金を基礎に計算され、原則として平均賃金の8割支給です。ただし、休業補償給付（通勤災害のときは休業給付という）には、様々な最低保障が設定されており、待期3日をのぞき30日休んだときの最低保障額は9万6960円（平成21年度額）になります。

## 休業補償給付とは

業務上負傷もしくは疾病にかかり、療養のため労働することができず賃金を受けられない第4日目（待期3日間を必要）から、労災保険からの休業補償給付が支給されます。待期の3日間は継続・断続を問わず、通算して3日あればよく、この期間は労災から支給されません。そのため業務上災害のときは事業主に休業手当（平均賃金の6割以上）を支給する責任が生じます。

## 労災からの支給額は平均賃金の8割

4日目から支給される1日あたりの支給額は、平均賃金（給付基礎日額）の8割（労災から休業補償給付6割+特別支

給金2割）です。給付基礎日額は原則として次の計算式で算出されます。

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{事故発生日以前3ヶ月間に支払われた賃金総額}}{\text{事故発生日以前3ヶ月間の総日数}}$$

## 給付基礎日額の主な最低保障

給付基礎日額には次のような最低保障が設定されています。

- ① 賃金が日又は時間によって算定され、または出来高制・請負制によって定められた場合には、賃金総額をその期間労働した日数で割った金額の6割。
- ② 過去3ヶ月の期間に私傷病により欠勤し給与を減額支給、またはまったく受けない期間があるときは、上記計算式の分子及び分母から欠勤期間中の賃金及び欠勤日数を差し引きます。
- ③ 給付基礎日額には最低保障額が定められており、1日4040円（平成21年度額）です。30日間の休業補償給付は4040円×0.8×30日＝96960円になります。
- ④ 療養を始めてから1年6ヶ月を経過した被災労働者に支給する休業給付基礎日額並びに年金給付基礎日額については、年齢階層別の最低限度額及び最高限度額が別に定められています。

**●雇用保険料率を0.4%引き上げ**

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会は、雇用保険料率（労使折半）について、現行の0.8%から2010年度に1.2%に引き上げることで大筋合意したことが明らかになった。2009年度の保険収支は約8,000億円の赤字となる見込みで、引き上げになれば7年ぶりのこと。（10月29日）

**●大手企業の冬季賞与は約16%減少**

日本経団連が大手企業の冬季賞与の調査（第1回集計）の結果を発表し、平均妥結額は74万7,282円（前年比15.91%減少）だったことがわかった。減少幅は過去最大となった。（10月29日）

**●社保庁職員は日付入り名刺を 厚労相指示**

長妻厚生労働大臣が社会保険庁職員の意識改革に乗り出し、10月26日から全国の社会保険事務所などを訪れた人などに職員が日付入りの名刺を渡すように指示したことがわかった。また、2011年度までに、年金記録問題の照合作業に約6万人を投入する方針を示した。（10月25日）

**●郵便局ATMで年金記録確認 政府が検討**

政府は、年金加入者が郵便局のATMで自分の年金記録を確認できるサービスを導入する検討に入ったと発表した。厚生労働省が2010年度の創設を目指している「年金通帳」を活用する考え。（10月24日）

**●政府が「緊急雇用対策」を発表**

政府の緊急雇用対策本部は、年度内に約10万人の雇用創出を目指す「緊急雇用対策」を発表した。介護、農林水産などの分野を中心に雇

用者を増やす「緊急雇用創造プログラム」、失業者や新卒者の就職を支援する「緊急的な支援措置」の2本柱。（10月23日）

**●「介護職員処遇改善交付金」制度は継続**

長妻厚生労働大臣は、時限措置で2011年度で終了することになっていた「介護職員処遇改善交付金」制度について、2012年以降も継続する方針を明らかにした。同制度は、介護職員1人当たりの賃金を月1万5,000円相当引き上げることを目的として実施されているもの。（10月15日）

**●「要介護」軽い判定者を救済へ**

厚生労働省は、今年4月以降に新規に「要介護認定」を受けた人のうち、軽く判定された人への救済措置を行うことを自治体に通知した。同省では今年4月に要介護認定についての見直しを行ったが、要介護度が軽くなる傾向が出たことから10月1日に認定方法を再度改めている。（10月10日）

**●「日本年金機構」当初予定通り来年1月発足**

長妻厚生労働大臣は「日本年金機構」に関して、当初の予定通り2010年1月に発足させることを正式に表明した。同機構は社会保険庁の後継組織として年金業務を扱う組織であり、民間からの採用内定者に配慮して「凍結」は見送ることとした。（10月9日）

**●2010年度の公的年金支給額は据置きへ**

厚生労働省は、2010年度の公的年金（国民年金・厚生年金）の支給額が据置きとなる見通しを明らかにした。年金額は毎年度、消費者物価指数や現役世代の賃金動向などを考慮して改定されることになっている。（10月4日）